

## 重点フォローアップ項目 指摘事項

### <農業分野>

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| ① 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施    | < 15 > |
| ② 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和 | < 20 > |
| ③ 農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上） | < 23 > |

<b>規制・制度改革事項</b>	① 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施
<b>規制・制度改革の方針</b>	
<p>○農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。具体的には、農協に対する金融庁（財務局）の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁（財務局）及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。＜平成 22 年度中検討・結論＞</p> <p>○併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。＜平成 22 年度中措置＞</p>	
<b>実施状況（金融庁及び農林水産省の回答。原則として平成 24 年4月1日時点のもの。）</b>	
<p><b>＜金融庁検査の実施について＞</b></p> <p>○金融庁（財務局）及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で定める要請検査の実施に係る基準・指針」を策定し、公表した（平成 23 年 5 月 13 日）。</p> <p>○また、金融庁（財務局）の検査体制の整備に関しては、当該検査に対応するため平成 23 年度に財務局定員が増員された。</p> <p>○農林水産省においても、金融庁及び都道府県と連携して検査を行うため平成 23 年度に検査官が増員された。</p> <p>○平成 23 年度より、同基準・指針に基づき、金融庁の検査ノウハウも活用しつつ、貯金者保護及び組織の適正なガバナンス確保の観点から、農協検査の実効性を高めた。</p> <p><b>＜公認会計士監査の実施について＞</b></p> <p>○農林水産省は、全国農業協同組合中央会が平成 20 年 12 月に策定・公表した「行動計画」に即した取組が確実に実施されるよう指導を行っている。その結果、平成 22 年度中に措置することとしていた公認会計士の増員（5人→10人）、連合会の監査に係る全国本部での専門チームの設置は、平成 22 年8月に措置済である。</p> <p>○平成 23 年度については、「行動計画」に沿って公認会計士を 15 人まで増員しているところ（平成 24 年4月1日現在）。</p> <p>○「行動計画」は平成 24 年度末までに公認会計士を 30 人へと増員し、農協監査への公認会計士帯同を大幅に拡大することとしており、これを着実に推進することとしている。</p>	

規制・制度改革に関する分科会(当時)における金融庁・農林水産省ヒアリング時(平成24年2月13日)の質疑応答・意見・指摘事項等

<金融庁検査の実施について>

○3者要請検査(金融庁検査)の対象となるのは全国の農協のうちどれほどあるのか。

→(農林水産省)貯金量の規模が1,000億円以上の農協と貯金量が当該県の平均以上の規模の農協の両方を合わせて、全国の約700農協のうちの約半分をカバーする。しかし、農協法上、3者要請検査は都道府県が要請する仕組みになっている。今まで都道府県が農林水産省へ要請して行う2者での検査は年間30件ほど実施しているが、金融庁への要請は1件もなかったため、3者要請検査について都道府県が要請しやすくするという観点で、今回、基準・指針をつかった。

○都道府県からの要請がなくても、金融庁が検査できる体制をとる必要があるのではないか。

→(農林水産省)農協法上、単位組合については、都道府県知事が監督権限を所管している。農協の業務の経済事業と信用事業は一体的に講ずることでその強みを発揮するという観点から、信用事業についても都道府県知事が検査を含む監督権限を所管している。都道府県においては自らの権限を一生懸命行使している状況であり、金融庁に要請することに不安感があると思う。その意味でも、3者要請検査のメリットを徐々に浸透させていくことを行っている。

○平成23年度に金融庁検査を実施した農協について、どのような指摘を行ったのか。

→(金融庁)信用リスク管理体制及び資産査定といったリスク管理体制を見ているが、自己査定管理態勢について、債務者の実態把握・分析が不十分な例があった。ただ、まだ10を超える農協に検査している状況で、余り詳しく申し上げると各農協にも不測の影響があるので、その程度にさせていただきたい。

○個別に指摘すると同時に、指摘事項をマクロ的な形でまとめることにより、できるだけ多くの信用事業に対して金融庁検査を実施してほしい。

→(金融庁)今後、データが集まったところで公表できるかどうかについて、農林水産省と協議して検討していきたい。指摘した点については、金融庁、農林水産省及び都道府県の3者連名で農協に対し通知を行い、その通知に基づき、都道府県と全国農業協同組合中央会(以下「中央会」という。)等の系統諸団体の指導の下、経営改善を行う体制になっている。

○基準・指針の対象になっていない単位農協に対しても、健全化に資する方策を何か考えているのか。

→(農林水産省)基準・指針にかかわらず、小さい農協についても農協法上は検査要請が可能であり、必要がある場合は検査要請するよう都道府県に伝えている。

○都道府県の農協検査の体制がどんどん縮小されていることに対して、どのような認識を持っているのか。

→(農林水産省)都道府県行政の様々な制約の下で、検査人員、体制の確保については御苦労されていると伺っている。そのような都道府県の負担、現実を考えても3者要請検査を是非、要請するようPRしている。

- 都道府県が3者要請検査を要請した背景は、どのようなものか。
- (農林水産省)金融庁の金融検査のノウハウを学びたいというのが大宗を占める。中には、県内の農協を1個ずつぐらい何年かかけて回すようルーチン化している県もある。

#### <公認会計士監査の実施について>

- 農協に対する監査において、公認会計士はどのような業務をどのような責任で行っているのか。
- (農林水産省)公認会計士は中央会が実施する監査に帯同し、審査をするが、法律的な監査責任者は中央会である。
- 中央会が農協に対して実施する監査は、それを公認会計士の資格を有する者が行っていたとしても、内部監査の範囲に過ぎないのではないのか。
- (農林水産省)中央会と農協は別法人であり、法律上独立した別法人が行っている監査である。
- 監査法人あるいは公認会計士が独立した存在として会計監査を行うことが公認会計士監査であり、農協の関係組織の一員として公認会計士が監査を行うことは内部監査ではないか。
- (農林水産省)平成22年6月の閣議決定の時にも、名称をどうするかという話があったが、まずは中央会の「行動計画」を成就させ、これがどのように機能するかについて検証しようということ。そこをきちんと行ってから、この中で独立性とか客観性等の話をまた議論するのだと、理解している。
- 内部監査か否かは、農協グループ全体の組織をどう見るかによって話が違ってくる。組織内か外かという議論よりも、内部監査として内容を向上させた上で、次のステップで外部監査、つまり公認会計士監査の方へ持っていかるとか、そういう具体的議論の方が建設的ではないか。

#### 問題意識等

##### <金融庁検査の実施について>

###### (検査件数を増やす取組)

- 新たに、「基準・指針」を作成したことは評価できる。一方で、貯金量規模1,000億円以上、当該県の平均以上の貯金量、どちらかの基準を充足する農協数が約350(全国農協件数約700件の半数)に対し、昨年度の入検実績は10件強であり、検査の実施件数を増やす取組が必要ではないか。
- 農協法上、3者要請検査は都道府県知事の要請を受けて行うこととなっているが、平成24年3月末の全国の農協の貯金残高は88兆1,951億円に達しており、預金者保護の観点から、他金融機関と同様の検査が必要ではないか。一定期間のうちに実施件数が少ない場合は、増やすための方策を講じるべきである。
- 預金者保護の観点から、都道府県の要請がなくとも入検できる仕組みを構築するため、農協法の改正も視野に検討する必要があるのではないか。

#### **(検査結果の公表)**

- 検査を実施した農協においては、自己査定管理態勢について、債務者の実態把握・分析が不十分な例があったとのことであり、指摘事項をマクロ的な形でまとめて公表し、他農協が参照できるようにすべきである。

#### **<公認会計士監査の実施について>**

##### **(現行監査の独立性)**

- 農協に対する監査は、財務諸表の適正性のみならず信用・経済・営農指導事業等の事後報告の適正性を一体として行うため、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、中央会（JA全国監査機構）は農協の上部組織であり、法人としては単位農協及び全国農業協同組合連合会と別組織であっても、真に独立した監査機関とは言えないのではないかと懸念されている。

##### **(監査の独立性、客観性及び中立性の強化)**

- まずは、中央会の「行動計画」に基づく農協の監査を着実に実施し、広域審査体制の効果や業務監査結果等について、検証を行う必要があるのではないかと懸念されている。その結果を踏まえ、監査の質の向上や、客観性の向上を図るための方策を検討すべきである。
- 平成24年3月末の全国の農協の貯金残高は88兆1,951億円にも達しており、ペイオフなど自己責任が要求される現環境下では、銀行等の他金融機関との比較を容易にできるようにするなど、預金者保護に配慮しなければならない。平成25年度から農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性をより強化するため、監査法人又は農協の関連組織から独立している公認会計士による公認会計士監査等、外部監査を実施すべきではないかと懸念されている。

#### **指摘事項(金融庁及び農林水産省と合意)**

#### **<金融庁検査の実施について>**

##### **(検査結果の公表)**

- ・金融庁検査の結果については、預金等受入金融機関が適切な管理体制を構築する上で参考となる事例を取りまとめた「金融検査結果事例集」を公表しているところ。農協に対する金融庁検査の結果事例について、他農協が参照できるよう、都道府県との調整を経て公表する。<平成24年度措置>

##### **(検査件数の増加)**

- ・預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保のための都道府県の農協指導に資するよう、都道府県からの要請状況を踏まえ、平成24年度の検査件数を増加させる。<平成24年度措置>

**<公認会計士監査の実施について>**

**(現行監査の質の向上)**

- ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に沿って農協の監査への公認会計士の活用等が実施されているが、JA全国監査機構の「行動計画」に沿った農協の監査の質の向上に取り組むとともに、業務監査の結果を事例集として公表する。

**<平成 24 年度措置>**

<b>規制・制度改革事項</b>	② 農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和
<b>規制・制度改革の方針</b>	
<p>○改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。</p> <p>&lt;平成 23 年度中検討開始、できる限り早期に結論&gt;</p>	
<b>実施状況(農林水産省の回答。原則として平成 24 年4月1日時点のもの。)</b>	
<p>○改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査に着手し、現在調査結果の集計中である。また、調査結果の集計の結果、更に問題点を把握する必要があるれば追加調査も検討する。</p>	
<b>規制・制度改革に関する分科会(当時)における農林水産省ヒアリング時(平成 24 年2月 13 日)の質疑応答・意見・指摘事項等</b>	
<p>○実態調査は、どのように行っているのか。</p> <p>→調査対象 5,000 くらいに対して、アンケート調査を行っている。アンケート調査だけでは分からない部分もあるので、実際に参入した、ないしは出資を受けた人たちからヒアリングをすることも、必要ではないかと考えており、しっかりとした分析のためには時間が必要。</p> <p>○実態調査は、どういう対象をどういう理屈で選んで、現在、どれくらいの進捗があるのか。</p> <p>→調査対象は大体 5,000 くらいであり、内訳は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資を受けた農業生産法人 300</li> <li>・その生産法人に出資している一般法人 300</li> <li>・農業参入している一般法人 600</li> <li>・出資を受けていない農業生産法人 2,000</li> <li>・個人の農業経営者の方々 240</li> <li>・このような法人が存在している地域の農業委員会、市町村、JA それぞれ 540</li> </ul> <p>→先週末(2 月第1週)で締め切っているが、まだ5割程度の回答率。</p> <p>○上記対象に対して、同じ調査票で質問をしているのか。</p> <p>→基本的には同じだが、市町村や農業委員会については、法人が入ってきて法人元の農業にどういった影響があったかということも聞いている。</p>	

- アンケート調査の対象について、参入したいけれどもまだしていない、若しくは問題があるので、できなかったというところは全く母数に入っていない、という理解でよいか。
- 参入した法人が対象。参入した法人以外の正に参入を準備されているところもあるかもしれないので、必要があれば、ヒアリングなども今後やっていかなければならないと考えている。
- (農業生産法人要件の更なる緩和について)今のところ、大きなニーズがない、もしくは障害になっていないという認識があるかと思うが、アンケート結果を待たない段階ではそのような認識か。
- 分析してみないと分からないが、一応、農業生産法人についても数が増えてきていることもあるし、一般法人の方の参入も数が増えているので、それなりの効果はあると思う。
- 基本的に賃借が基本で動いているが、農地の買取りの要求が増えてきているのが実感。
- 現場からもそういう声があるのは存じ上げている。所有権で渡してしまうと、そこで事業がうまくいなくなると撤退をされると、撤退した後、企業が誰かに売るか、自分が持って管理をするか、その不安があるので、賃貸でまずやってみたらいかかかと。賃貸も長期で50年というものを制度的にも用意している。賃借でどれだけ障害があるのか、よく見極めた上で、それを踏まえた上で農地の取得がどれだけの意味を持つのかということを検証していく。
- 確かに企業はリースの方が有り難い。ただ地主としては買取要求がこれから増えてくるのが事実ではないかと思う。企業が撤退するとかの以前の問題として、宙に浮いた土地が出てくるという心配があるので、そちらの方が問題であり、対処をお願いしたい。
- 平成24年度予算から農地集積協力金を打ち出し、しっかりとした将来を地域で担える担い手を育てて、その人たちに農地を預けるという体制を作ろうと思っており、宙に浮くという事態を回避したいと、やっている最中である。
- 構成要件の中で、特に従事規定に関しての議論が多かったと思う。この制約は何ら規制効果を発揮していないのではないか。この規制の実質的な狙いは何か。
- 普通の農業生産法人には、農業従事と農作業従事の2つの要件がかかっているが、いわゆる耕作者主義を条文にしたもの。農業に携わっていない人たちいっぱい構成されていて、意思決定も農業に携わっていない人たちだけで決められるという会社ではまずいのではないかということで、そこをシャットアウトするために農業の従事ないしは農作業従事が入っており、それは非常に意味のある規制だと思っている。
- 法改正してから今日までの動きについて、農林水産省としてはどう評価されているか。
- 参入法人の方は、構造改革特別区域導入後平成21年改正までの間に6年半あったが、その間に436法人が入ってきている。その3分の1ぐらいの期間で1.5倍ぐらいの法人が入ってきているので、それなりに規制緩和の効果があったのではないかと考えている。
- 利用集積の円滑化事業については、集積側団体が現在、自治体、NPO、農協となっているが、農協組織内で土地を預かる困り込みが行われるのではないか。農業生産法人や非農協の大規模専業農家には、農協の組合員の土地が流動化しないのではないか。そのような現状認識があるか。
- 農協の円滑化団体としての活動について平成22年の結果がやっと採れたところで、これから分析をしていく。そのような実態があれば、厳しく指導しなければならない。

- 大きな担い手の1つである農業生産法人の経営体数ではなくて、作付面積が全体のどれくらいのパーセンテージ、シェアを占めているのかという評価の実施を検討すべきではないか。  
→御指摘はごもっともなので、分析ができるものであればしたい。
- 決定内容は、「平成 23 年度中検討開始、できるだけ早期に結論」となっているが、できるだけ早期にその結果をおまとめいただき、御報告いただきたい。  
→政務三役とも御相談して、大体この時期までということも含めて、御報告できるようにしたい。

#### 問題意識等

##### <調査結果の速やかな公表>

- 平成 22 年6月の閣議決定から既に1年半以上経ちながら、いまだに実態調査を行っており、もっとスピード感をもって取り組み、できるだけ早期に結果を取りまとめ、結論を得ていただきたい。
- 分科会ヒアリング時点(平成 24 年2月 13 日)では、調査対象 5, 000 に対する回収率が既に5割程度とのことであり、現行の農業生産法人の要件緩和についての結論を出す具体的なスケジュール(工程表)を示すべきではないか。

##### <要件緩和の検討>

- 株式会社等の関連事業者による農業生産法人への出資上限が、最大で2分の1未満まで引き上げられているが、農業関係者以外からの出資については4分の1以下に制限されていることにより、意欲のある者・企業の農業参入が阻害されているとの話もある。そもそも、多様な担い手の1つとして農業生産法人も大いに期待される中、これまで基盤のない地での企業による農業参入や、非農家による農業参入を促進するためには、実態調査を踏まえた、更なる要件緩和を検討すべきである。

#### 指摘事項(農林水産省と合意)

##### (調査結果の公表)

- ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成 22 年6月 18 日閣議決定)に沿って、既に農林水産省は実態調査を行ったところ、現在は追加調査を実施している。これらについて、速やかに取りまとめ、その結果を公表する。<逐次実施>

<p><b>規制・制度改革事項</b></p>	<p>③ 農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)</p>
<p><b>規制・制度改革の方針</b></p>	
<p>○優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。〈平成 23 年度中検討開始、できる限り早期に結論〉</p> <p>※ 当該見直しに当たっては、以下の点が考慮されるべきである。</p> <p>○手続き：審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべきである。</p> <p>○構成委員：客観性・中立性が確保されるような委員要件として、例えば以下のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非利害関係要件を設定</li> <li>・ 少人数かつ専任の委員</li> <li>・ 被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定</li> <li>・ 消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる</li> <li>・ 各種専門家及び行政機関の代表も参加させる 等</li> </ul>	
<p><b>実施状況(農林水産省の回答。原則として平成 24 年4月1日時点のもの。)</b></p>	
<p>○農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査に着手し、現在調査結果の集計中である。また、調査結果の集計の結果、更に問題点を把握する必要があるれば追加調査も検討する。なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年1月 23 日付け 20 経営第 5791 号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事録の作製・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組が徹底されるよう、「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」(平成 23 年 10 月 12 日付け 23 経営第 1970 号農地政策課長通知)を発出し、各農業委員会の取組状況を確認した上で、その結果を平成 24 年度予算の配分に反映することとしている。</p>	

**規制・制度改革に関する分科会(当時)における農林水産省ヒアリング時(平成 24 年2月 13 日)の質疑応答・意見・指摘事項等**

○議事録の作製・公表、活動の点検評価などによって、その結果を予算に反映させているという話があったが、具体的にどういう評価をして、どういう反映のさせ方をしているのか。

→農業委員会交付金を「農業委員会等に関する法律」で定めている。その配分の仕方は農家の数や農地の面積に応じて出すことになっているが、そのうちの2割については、農業委員会の活動実績に応じて配分することができるとなっている。その2割について、平成 22 年度ちゃんとやっていないところは平成 23 年度の予算で削った。額がちょっと少ないが、関係の 18 ぐらいの農業委員会を対象に 280 万円ほど減額をしている。(2割の相当分は9億 5,000 万円)

○平成 21 年に「農業委員会の適正な事務実施について」というかなり詳細な通知が出ているが、それにより農業委員会の活動状況は大きく変わっているのか。活動状況が改善されたのか、評価をお願いしたい。

→平成 22 年の活動についての評価結果が上がってきている状況。(農業委員会の)活動計画の公表を 98.9%、1,713 の農業委員会でやっている。農業委員会交付金については、市町村の事務費を一部国が支援しているということで、農業委員会の方にとっては1委員会平均 250 万円ぐらいの支援だが、市町村の財政事情が厳しいということで、それなりの効果があると聞いている。

○活動状況の中身はどう変わっているのか。

→今正に目標に対する達成率がどれくらいかを集計・分析しているところ。なお、規制改革の会議を始め、いろいろ御指摘を頂いており、団体自体の活動の見える化ということで計画を立てて、それをどれだけ達成してそれを踏まえて次の計画に反映させるかというサイクルをつくるように、団体としても取り組んでおり、意識は高まってきているのではないかと思っている。

○実施時期の「平成 23 年度中検討開始、できる限り早期に結論」というのは、平成 23 年度中は難しいが、なるべく早く政務三役と相談して早期にやる、ということか。

→そのとおりである。

○各農業委員会の議事録などは、公表もするけれども、同じものを農林水産省の経営局に全部集めて、場合によってはそれを農林水産省の中にある行政評価局みたいなのが分析して、アドバイスする等により、更に改善させようということは考えているか。

→国として把握をしている。その中身について、ちゃんとできていなければ指導するということは、元々我々の考えていたことなので、今度のアンケート結果を踏まえてそういうことがきっちりされているかどうかということもチェックしていく。

○農業委員会を支える事務局の機能がかなり低下しているのは事実であり、もし今の農業委員会という行政委員会の仕組みを貫徹するのであれば、事務局機能の再強化というものも必要ではないか。事務局強化に対して、具体的な手立てというものは平成 23 年度予算で何らかの措置はされているのか。

→税源移譲で半分は地方に移譲しているので、地域の方で必要があればしっかりやっていただくというしかない。平成 21 年改正農地法で新たに付け加わった事務については、農業委員会交付金とは別の事業で手当てしているが、提言型政策仕分け等で厳しく御指摘を頂いており、平成 24 年度予算は当初の大体半分くらいになっている。予算を効率的に使っていただき、必要なところはしっかりやっていただくということをお願いしたいと思っている。

○現行の行政委員会の仕組みのままだと、事務局機能の財源は地方に行っているはずだという議論で済まされてしまう。どんどん予算が少なくなり、基盤となる事務局機能は失われていくのに、農業委員会の機能は強化しているという矛盾した状況が続くので、(予算の在り方についても)御検討いただきたい。

○農業委員の選挙は、実際どれくらい行われているのか。

→選挙の実施率は1割くらい。実態上は集落のまとめ役のような方々が大体立候補をされて、そうすると誰も反対をしないということなので、事実上選挙にならないということが多いと思っている。

## 問題意識等

### <検討結果の公表>

○農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、改正農地法の運用が徹底され、その事務が的確に実施されている必要がある。改正農地法では、同法の施行状況を踏まえた5年後の見直しのほか、不適切な実態があれば、5年を待つことなく、早急に農業委員会の組織及び運営についての検討に着手すべきである。

○分科会ヒアリング時点(平成 24 年2月 13 日)では、実態調査対象 3, 500 に対する回収率が7割程度とのことであり、その結果をできるだけ早くまとめ、農業委員会の組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得るためのスケジュール(工程表)を示すべきではないか。

### <農業委員会活動の活性化に資する取組>

○市町村によっては、農業委員会を支える事務局機能がかなり低下し、予算も削減されている一方、改正農地法により農業委員会の機能は強化しているという矛盾した状況が指摘されている。

- 農業委員会交付金のうちの2割（約9億5,000万円相当）については、農業委員会の活動実績に応じて農業委員会に対して配分されるものと承知している。しかしながら、同交付金の配分実績については、18の農業委員会に対して計約280万円を減額したにとどまると承知しており（平成23年度）、農業委員会の効率性・透明性を高め、活動を活性化するための配分の在り方として効果が薄いものとする。
- 当該交付金の交付に当たっては、組織の効率性・透明性を確保するために、より積極的な活動を行っている農業委員会に対してはより手厚い助成を行い、議事録の縦覧等、法律に基づく事項を実施したに過ぎない農業委員会に対しては助成を行わない等、個々の農業委員会の活動に応じて配分額にメリハリをつけるべきと考える。農業委員会の事務局機能の強化を図るためにも、農業委員会交付金のうち、農業委員会の活動実績に応じて配分することができる2割について、例えば成果配分額の見直しを行うなど、活動実績に応じ、配分額をより拡大すべきではないか。

#### <農業委員会の委員構成>

- 現在の農業委員会の委員構成は、大多数が地元の農業者である選挙委員により占められている。また本来、公平性・中立性を確保するための選挙委員の選挙はほとんど実施されていないという現状があり、地元農業者における選挙委員の確保が課題となっている状況もうかがえる。また、農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等を行う事務、農地の転用に係る意見提出等の法令事務のほか、農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事務である促進等事務を担うなど、農地の集積化に重要な役割を果たしている。
- 上記のような農業委員会の役割及び委員選定の実情を踏まえれば、農業委員会の委員構成について見直しを行う必要があるのではないか。

#### <農業委員会の機能について>

- 農業委員会の役割・機能については、平成21年の農地法改正により大幅な見直しが行われたところである。この見直しにより、農業生産法人以外の法人等の農地の利用状況に関する報告受理や当該法人への是正勧告などの農地の権利移動関係に関する事務のほか、遊休農地対策として、農地の利用状況についての調査や低利用農地の所有者等に対する指導が新たな事務として追加された。一方で、農業委員会の事務局機能については、人員等の面で事務局機能の低下が指摘されているところである。
- 上記のとおり、現行において農業委員会に求められている役割が多岐にわたる一方で、農業委員会の委員構成や事務局機能の現状を踏まえれば、農業委員会による実施が困難な事務も存在すると思われることから、農業委員会に求めるべき役割・機能について、更なる見直しが必要ではないか。

**指摘事項(農林水産省と合意)**

**(調査結果の公表)**

- ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に沿って、既に農林水産省は実態調査を行ったところ、現在は追加調査を実施している。これらについて、速やかに取りまとめ、その結果を公表する。〈逐次実施〉